

# **邑楽町 公共施設等 総合管理計画（素案）**

## 目次

<u>序章 公共施設等総合管理計画について</u>	
1 公共施設等総合管理計画の策定の背景.....	1
2 公共施設等総合管理計画の目的.....	1
3 計画期間.....	2
4 対象とする公共施設等.....	2
5 関連計画との整合性.....	3
<u>第1章 まちの概要</u>	
1 まちの概況.....	4
2 タテモノの状況.....	5
3 インフラの状況.....	9
4 人口動向.....	10
5 財政の現況と課題.....	11
6 更新費用の試算.....	14
7 歳入・歳出全体ベースでの財政推計.....	18
<u>第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針</u>	
1 現状や課題に関する基本認識.....	20
2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	21
3 計画期間における町全体の縮減目標.....	24
<u>第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針</u>	
1 町民文化系施設.....	25
2 社会教育系施設.....	25
3 スポーツ施設.....	26
3 観光施設.....	26
4 産業系施設.....	27
5 学校教育系施設.....	28
6 子育て支援施設.....	29
7 保健・福祉施設.....	30
8 行政系施設.....	30
9 公営住宅.....	31

10 公園.....	31
11 その他施設.....	32
12 道路.....	33
13 橋りょう.....	33
14 下水道.....	34

## 第4章 フォローアップの実施方針

1 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策.....	35
2 フォローアップの進め方について.....	35
3 町議会や町民との情報共有について.....	35

### 【公共施設等総合管理計画の記載にあたっての前提】

#### ① 端数処理について

本計画で取り扱う数値は、金額は単位未満を切り捨て、延床面積等は単位未満を四捨五入の端数処理することを基本としています。このため、各数値の合計が表記される合計欄の数値と一致しない場合があります。

#### ② 調査時点と年度表記について

本計画に掲載する数値は、平成30年度（平成31年3月31日に終了する事業年度）を基本としています。それ以外の時点の情報を利用する場合は、その旨を注記しています。

#### ③ %（パーセント）表記について

「%（パーセント）」表記は小数第2位を四捨五入しているため、合計値が「100%」にならない場合があります。

#### ④ 複合施設の計上について

複合施設は、それぞれの分類毎に施設数を計上しているため、実際の施設数とは一致しません。

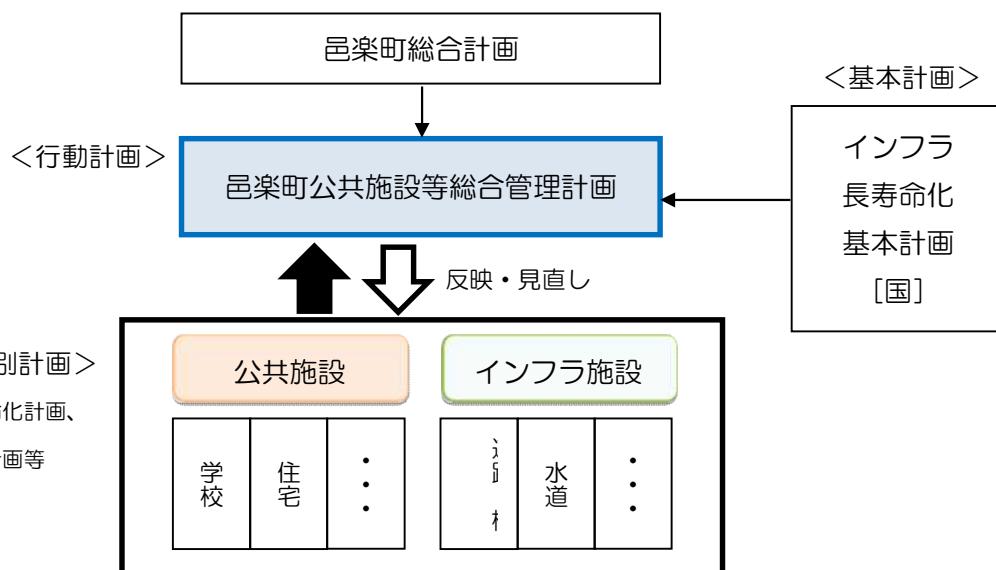
## 序章 公共施設等総合管理計画について

### 1 公共施設等総合管理計画の策定の背景

わが国では、高度経済成長期から急激な人口増加と社会変化により、数多くの公共施設の整備が進められてきました。当時建設された公共施設等は、整備後30年以上が経過しているものも多く、老朽化対策や更新時期の集中などが大きな課題となっています。

その一方で、日本経済は低迷が続いている、財政状況も厳しさが増すとともに、少子高齢化が進行し、さらには人口減少の時代へと向かっています。これを受け、国は公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進のため、平成26年4月に「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むことを要請し、本町では平成29年3月に「邑楽町公共施設等総合管理計画」を策定しました。

個別施設計画の策定や管理計画の推進を踏まえ、平成30年2月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が改訂され総合管理計画の充実を図ることが求められています。



### 2 公共施設等総合管理計画の目的

上記の背景を踏まえ、以下の課題への対策として「まち全体の公共施設等の現状」を把握して、まちの将来を見据えながら、「今後の公共施設等の在り方に対するまちの方針」を示し、まちの公共施設等を最適な状態で運営・管理・維持していくことで、「時代に即したまちづくり」を行うことを目的とします。

**課題1 施設老朽化対策 施設利用者の安全・安心を確保**

**課題2 人口変化対策 町民の利用ニーズへの対応**

**課題3 財政負担対策 更新費用の集中を回避**

### 3 計画期間

計画期間は令和元(2019)～令和40(2058)年度までの40年間とします。

### 4 対象とする公共施設等

本計画における「公共施設等」の対象施設は、次のうち本町が保有する施設およびインフラとし、車両や機械装置などを対象外とします。ただし、学校の屋外プールは建築法上の建物ではありませんが、学校施設の維持・更新コストに大きく影響するため、対象としています。

タテモノ：建物系公共施設

インフラ：土木系公共施設（道路・橋りょう・下水道）

表1 対象施設の一覧

資産区分	大分類	中分類	主な施設
タテモノ	町民文化系施設	集会施設	邑楽町中央公民館、町立集会所など
	社会教育系施設	図書館	図書館
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	町民体育館など
		観光施設	シンボルタワー
	産業系施設	産業系施設	共同福祉施設など
	学校教育系施設	学校	小学校・中学校
		その他教育施設	給食センター
	子育て支援施設	幼保・こども園	幼稚園・保育園・こども園
		幼児・児童施設	児童館
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	老人福祉センターなど
		障害福祉施設	地域活動支援センター
		保健施設	保健センター
	行政系施設	庁舎等	邑楽町役場
	公営住宅	公営住宅	町営住宅
	公園	公園	管理棟
インフラ	道路・橋りょう施設	道路	町道幹線、その他町道
		橋りょう	コンクリート橋・鋼橋
	下水道施設	下水道 (地域し尿処理施設含む)	下水道管渠、明野浄化センターなど

※対象施設等一覧の大分類・中分類は総務省公共施設更新費用試算ソフト内の用途分類に準拠しました。

※上水道事業関係施設については、平成28年4月1日より群馬東部水道企業団において事務全般を共同処理しているため、基本計画などは企業団に委ねることとし、本計画の対象外とします。

※本町が構成団体となっている一部事務組合所管の施設については、維持管理の方針を各一部事務組合で決定するため本計画の範囲の対象外としますが、財政状況や施設情報などは共有を検討します。

## 5 関連計画との整合性

公共施設等総合管理計画に関連する本町の計画としては、主に以下の計画があります。

表2 主な関連計画等

関連計画等	関連する記載内容
邑楽町 第六次総合計画	まちづくりの指針となる最上位計画。 計画書P121「(4) 公共施設の適正な管理」に基づき、施設ごとの長寿命化計画を策定し、将来にわたる必要なインフラ機能の発揮に向けた取組みにより、メンテナンスサイクルを構築し、継続的に発展させ、町民の安全・安心の確保やトータルコストの縮減・平準化の実現を目指します。
邑楽町 まち・ひと・しご と創生総合戦略	町の人口の現状を分析するとともに、町が目指すべき将来展望を示したもの。交流人口の増加や人口流出の抑制、流入人口の増加など人口減少に歯止めをかけるための取組みを推進することとしている。 計画書P63「④公共施設マネジメント推進事業」に基づき、長期的な視点をもって公共施設の更新・統廃合・長寿命化等を実施していきます。
邑楽町 都市計画マスター プラン	まちづくりに対する町の基本的な考え方や姿勢、目指すべきまちの将来像を明らかにするとともに、用途地域をはじめとする地域地区や地区計画、道路、公園等の都市施設、土地区画整理事業など、町が定める都市計画を決定・変更する上で根拠・指針となる計画。 計画書P61～「4章地域別構想」の地区区分に基づき、本計画でも「小学校区（中野地区、中野東地区、高島地区、長柄地区の4地区）」を地域区分とします。
邑楽町 立地適正化計画	居住や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能と、都市全域を見渡した都市計画マスタープランの高度化版。 計画書P28～「2章立地適正化に関する基本的な方針」との整合性を図りつつ、財政負担を抑えた効率的な運営、維持管理を実現するため本計画を策定します。
邑楽町 建物系公共施設 個別施設計画	建物系公共施設の個別施設ごとの具体的な対応方針を決定するため、点検／診断によって得られた施設の状態や維持管理・更新等に係る対策の内容や実施時期を定める計画。
邑楽町町営住宅 長寿命化計画	町営住宅の安全で快適な住まいの維持のため、効率的・効果的な更新を行うことを目的とした維持保全計画。
邑楽町舗装 維持修繕計画 (長寿命化計画)	長期的な視点で舗装の維持管理を行い、舗装の維持・修繕にかかる費用を縮減及び平準化し、計画的で経済的な維持管理の実現を目指す計画。
邑楽町橋梁 長寿命化修繕計画	これまでの事後保全型管理の対応から予防保全的な対応に転換を図り、計画的かつ経済的な維持管理の実現を目指す計画。

## 第1章 まちの概要

### 1 まちの概況

本町は、都心から北に約70kmの距離にある群馬県南東部に位置し、館林市、太田市、千代田町、大泉町、栃木県足利市と隣接しています。白鳥が飛来する多々良沼や孫兵衛川などの水辺環境をはじめ、町内に数多く点在する平地林や農地など、恵まれた自然環境、穏やかな田園景観を有しています。

また、おうら中央公園をはじめ、町役場庁舎、住宅団地、工業団地等の開発など、緑豊かな環境の中で新たな都市建設が進められてきました。

図1-1 本町の地図および地域区分



本計画では、中野地区、中野東地区、高島地区、長柄地区の4つの地域に区分して、施設等の整理を行います。

## 2 タテモノの状況

### (1) 公共施設の概況

平成30年度末時点で本町が保有する公共施設は38施設（総延床面積75,398m<sup>2</sup>）です。これらの施設を、総務省が用いる区分（大分類・中分類は総務省更新費用試算ソフトに準拠）や本町の公共施設の実情に即した区分（小分類）により分類しました。

表1-1 対象施設の一覧

大分類	中分類	小分類	施設数	延床面積(m <sup>2</sup> )	老朽化度(%)
町民文化系施設	集会施設	集会施設	3	4,368	42.42
社会教育系施設	図書館	図書館	1	2,025	48.00
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	スポーツ施設	2	2,894	86.16
	観光施設	観光施設	1	401	68.42
産業系施設	産業系施設	産業系施設	4	2,554	73.29
学校教育系施設	学校	小学校	4	23,098	83.42
		中学校	2	14,310	
子育て支援施設	その他教育施設	給食センター	1	1,998	22.58
		幼稚園	2	2,626	
	幼保・こども園	保育園	2	1,982	44.64
		こども園	1	1,886	
		児童館	4	1,340	40.46
保健・福祉施設	高齢福祉施設	高齢福祉施設	2	1,848	78.38
	障害福祉施設	障害福祉施設	1	311	100.00
	保健施設	保健施設	1	1,593	24.00
行政系施設	庁舎等	庁舎	1	6,001	22.77
公営住宅	公営住宅	公営住宅	3	5,588	116.32
公園	公園	公園	3	575	39.12
合計			38	75,398	—

※対象施設一覧の大分類・中分類は、総務省更新費用試算ソフト内の用途分類に準拠しました。

※小分類は、総務省更新費用試算ソフト内の施設名称例を参考に分類しました。

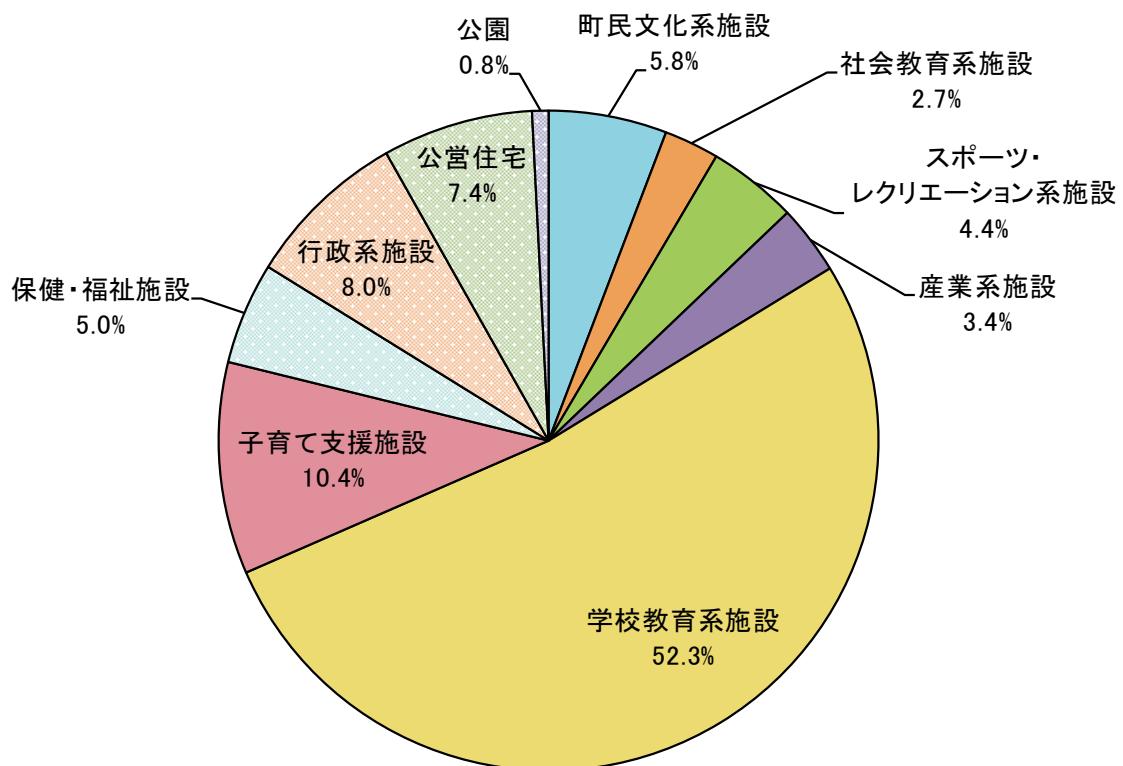
※複合施設の場合は、それぞれの分類毎に施設数を計上しています。

※老朽化度とは各類型における老朽化の度合いを指します。

計算式：経過年数÷耐用年数＝1棟毎老朽化度

$$(A\text{ 棟延床面積} \times A\text{ 棟老朽化度} + B\text{ 棟延床面積} \times B\text{ 棟老朽化度} + C\text{ 棟}\dots) \div \text{中分類延床面積合計} \\ = \text{中分類毎老朽化度}$$

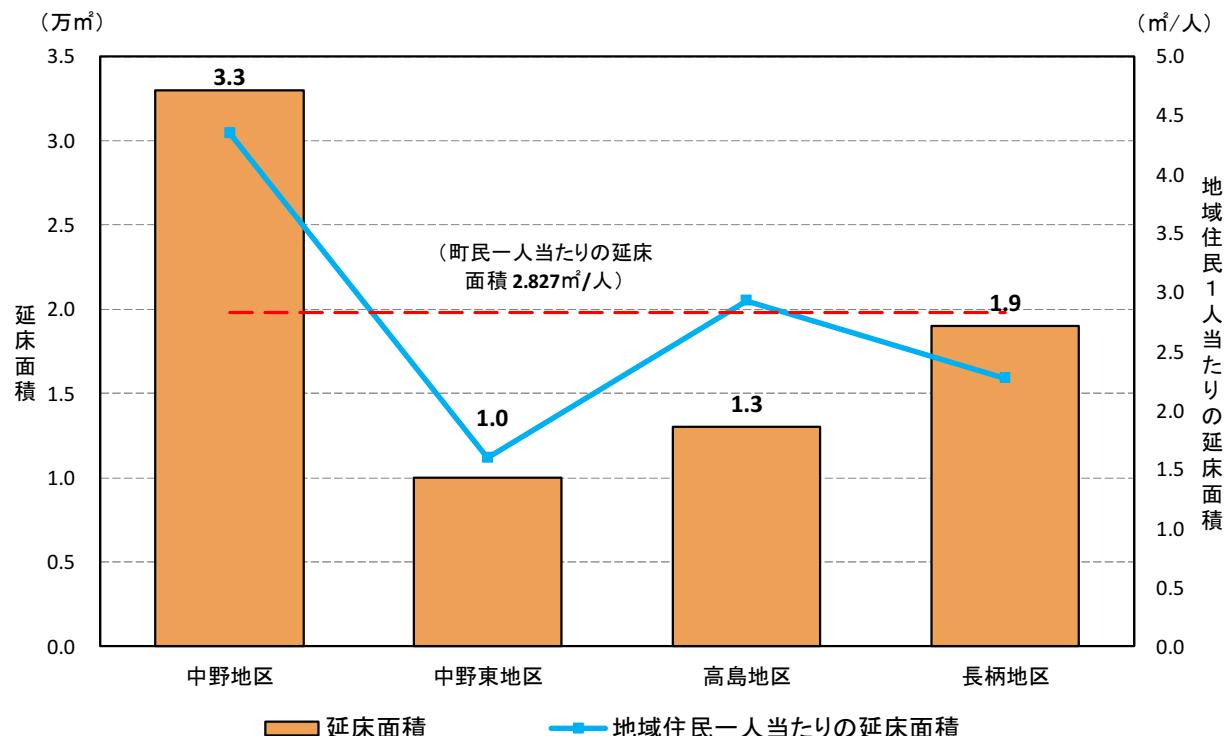
図 1-2 施設分類別の延床面積割合



大分類の延床面積割合で見ると、学校教育系施設が最も多く、全体の半分以上を占めています。これは小・中学校の校舎の面積が大きいことが影響しています。次いで、子育て支援施設、行政系施設、公営住宅の順に多くなっています。

### (3) 普通会計公共施設の地域別の状況

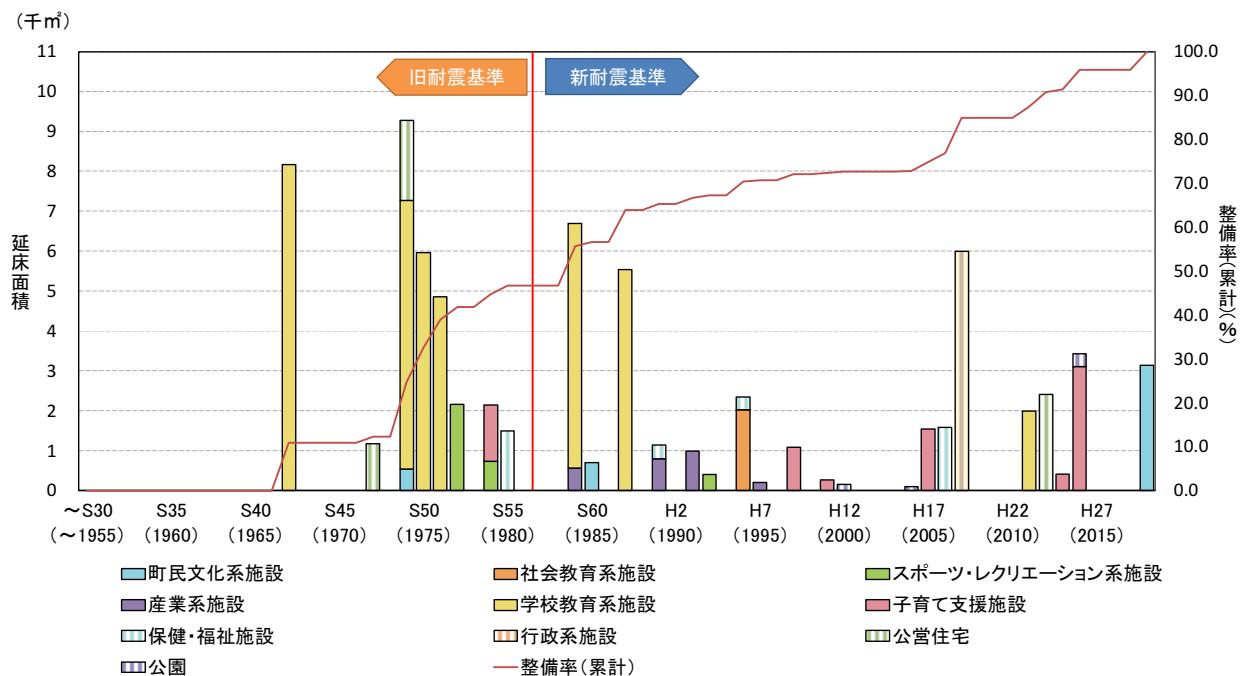
図 1-3 地域別の延床面積と住民一人当たりの延床面積(平成 30 年度)



地域別延床面積でみると、人口の 28.6%を占める中野地区が 3.3 万m<sup>2</sup>（延床面積全体の 44.0%）、人口の 32.0%を占める長柄地区が 1.9 万m<sup>2</sup>（延床面積全体の 25.3%）となっています。地域住民一人当たりの延床面積では、中野地区が最も多く、続いて比較的人口の少ない高島地区が多い状況となっています。

#### (4) 普通会計公共施設の年度別の設置状況

図 1-4 大分類別の建築年度別延床面積の推移



本町の公共施設の整備状況を建築年度別に延床面積でみると、昭和 40 年代から昭和 60 年代にかけて整備が集中しています。

旧耐震基準が適用されていた時期である昭和 56 年度以前に整備された施設は 49.0% にのぼりますが、町で所有する「多数のものが利用する建築物」の耐震化率は 100% となっています（『邑楽町耐震改修促進計画』より）。しかし、学校教育系施設など建築より 30 年以上経過する施設が多くなっており、老朽化は深刻な状況となっています。

### 3 インフラの状況

町が管理するインフラ（道路、橋りょう、下水道）の各総量は以下の通りです。

表 1-2 インフラの一覧

分類	種別	施設数・面積・延長等			
道路	1級町道			28,323	m
	2級町道			33,218	m
	その他の町道			401,001	m
計				462,542	m
橋梁	コンクリート橋	86	本	6,493	m <sup>2</sup>
	鋼橋	6	本	827	m <sup>2</sup>
計		92	本	7,320	m <sup>2</sup>
下水道	公共下水道	管路		38,489	m
	地域し尿 処理施設	管路		14,607	m
		処理場	1	施設	32 m <sup>2</sup>
		浄化センター	1	施設	842 m <sup>2</sup>

道路は実延長の合計が 462,542m です。

橋梁<sup>1</sup>は実延長の合計が 1,057.8m、総面積が 7,320 m<sup>2</sup>です。

公共下水道は 38,489m の管渠延長を保有しています。また、地域し尿処理施設は 14,607m の管渠延長を保有しています。

<sup>1</sup> 橋梁の対象は「邑楽町橋梁長寿命化修繕計画」と同様。

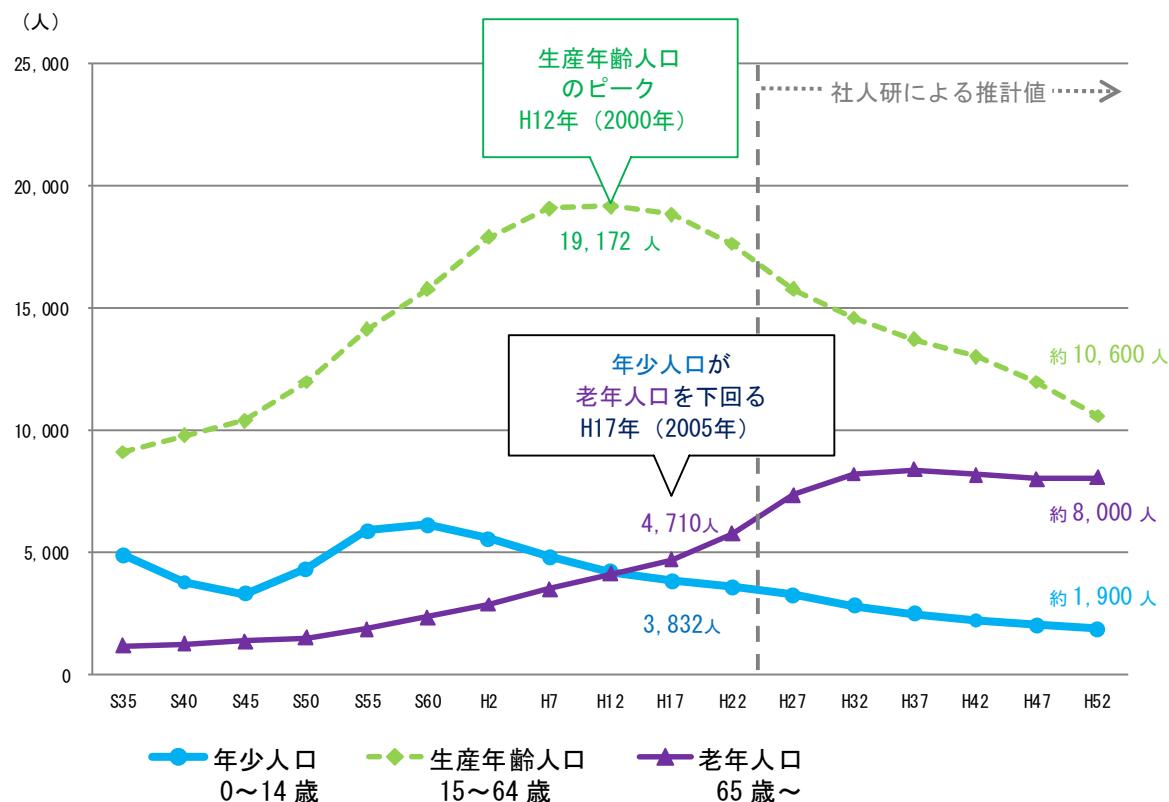
## 4 人口動向

### (1) 人口の推移と推計

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると本町の人口は、2040年（H52=R22）には約2万人となります。

少子高齢化が進み、年少人口は減少を続け2040年には約1,900人、生産年齢人口は約10,600人、老人人口は約8,000人となることが予測されています。

図1-5 年齢別人口の推移

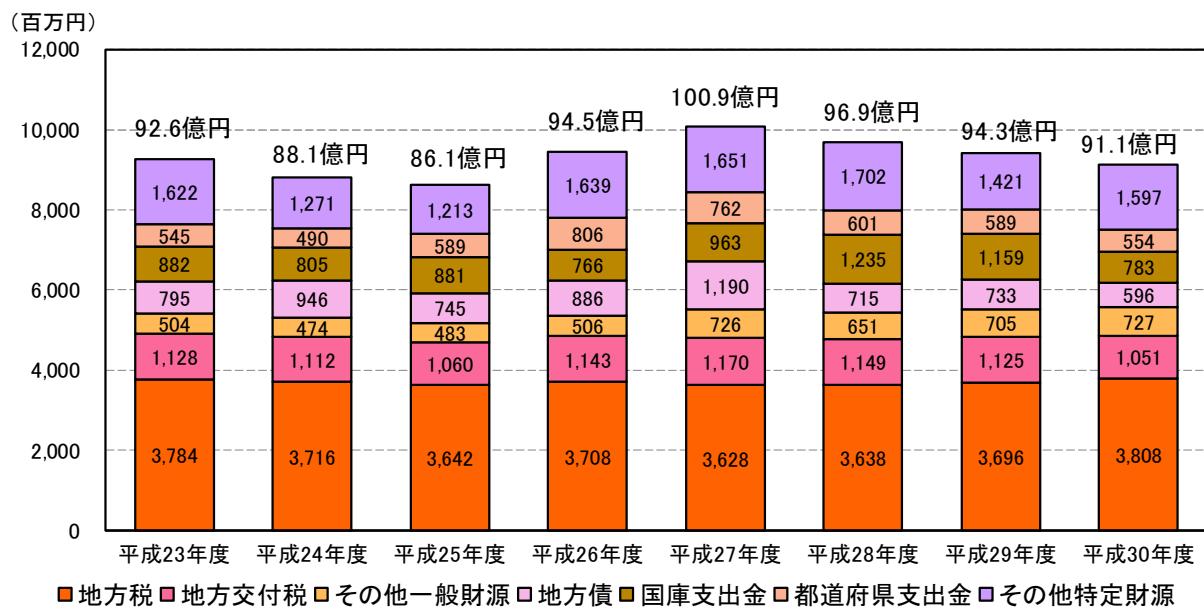


※出典：邑楽町総合戦略

## 5 財政の現況と課題

### (1) 島入

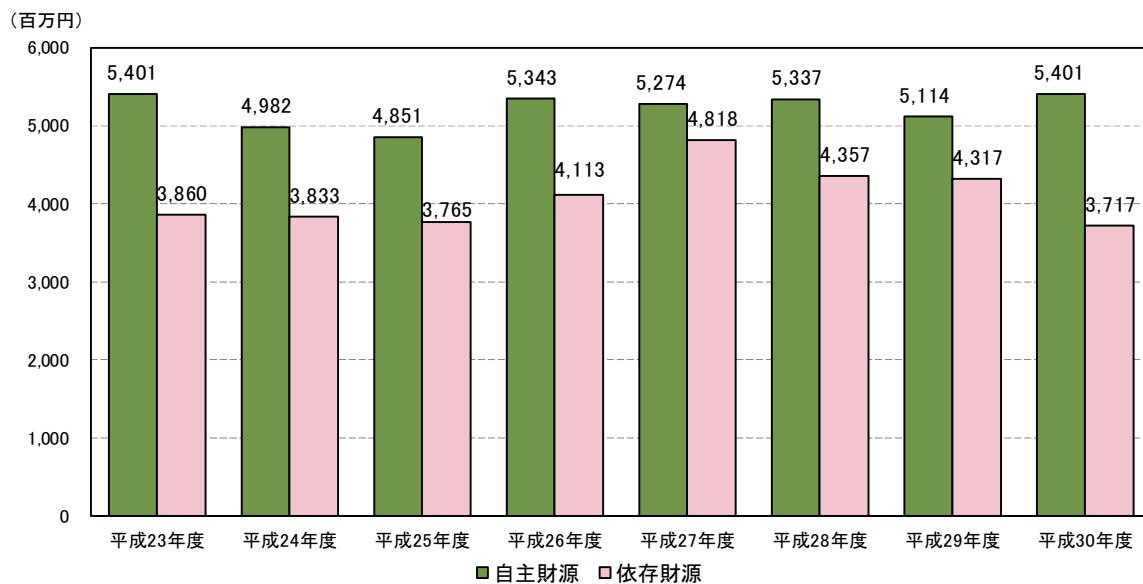
図 1-6 普通会計歳入の推移



歳入総額は平成27年度には100.9億円まで増加しましたが、その後は減少傾向にあります。

平成30年度の歳入総額は91.1億円で、その内訳は、町税が38億円と最も多くおよそ4割を占めています。

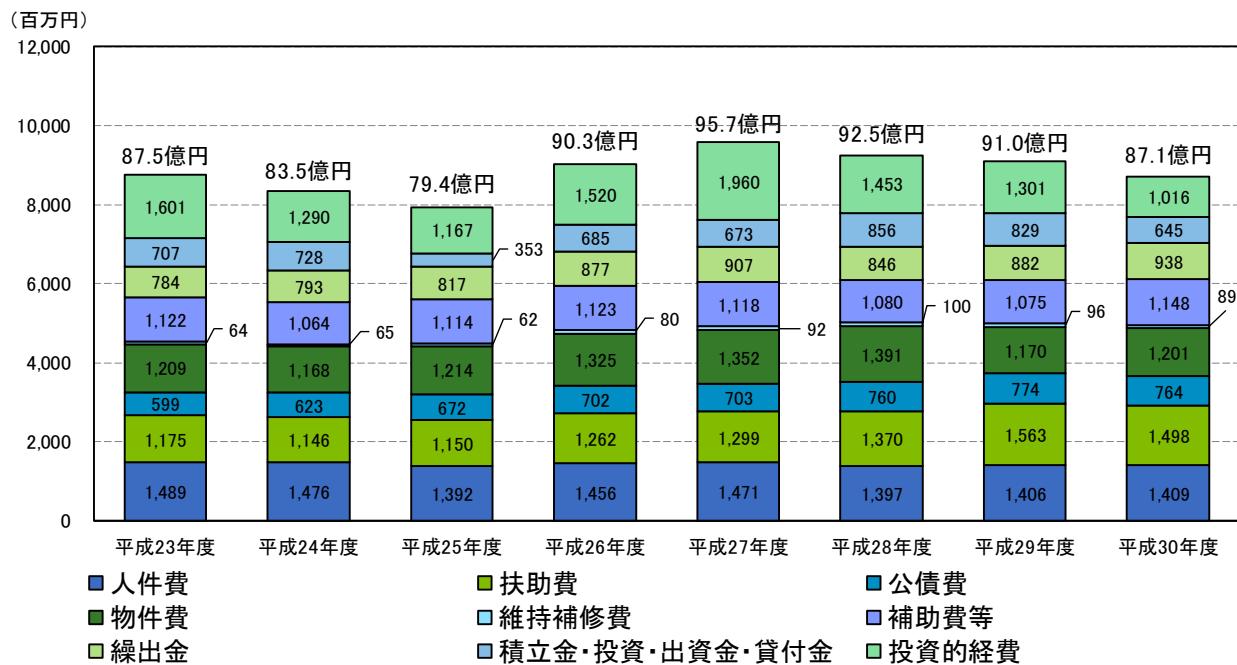
図 1-7 自主財源・依存財源の推移



町税収入などの本町自ら徴収する収入である自主財源は、5億円前後で推移しています。一方、地方交付税等の国などから受け入れる収入である依存財源は、公共事業等の増減により4億円程度で推移しています。自主・依存財源の比率では、平成30年度は自主財源59.2%に対し、依存財源の占める割合は40.8%となっています。

## (2) 岁出

図 1-8 普通会計歳出の推移



歳出総額は平成 27 年度には 95.7 億円まで増加しましたが、その後は減少傾向にあります。これは投資的経費<sup>2</sup>による影響が大きく、大きな公共施設の更新・整備があった年度では総額が増加しています（H23：給食センター H26：中央児童館、高島幼稚園等 H27：学校教育施設耐震化、北保育園等 H28・29：中央公民館）。

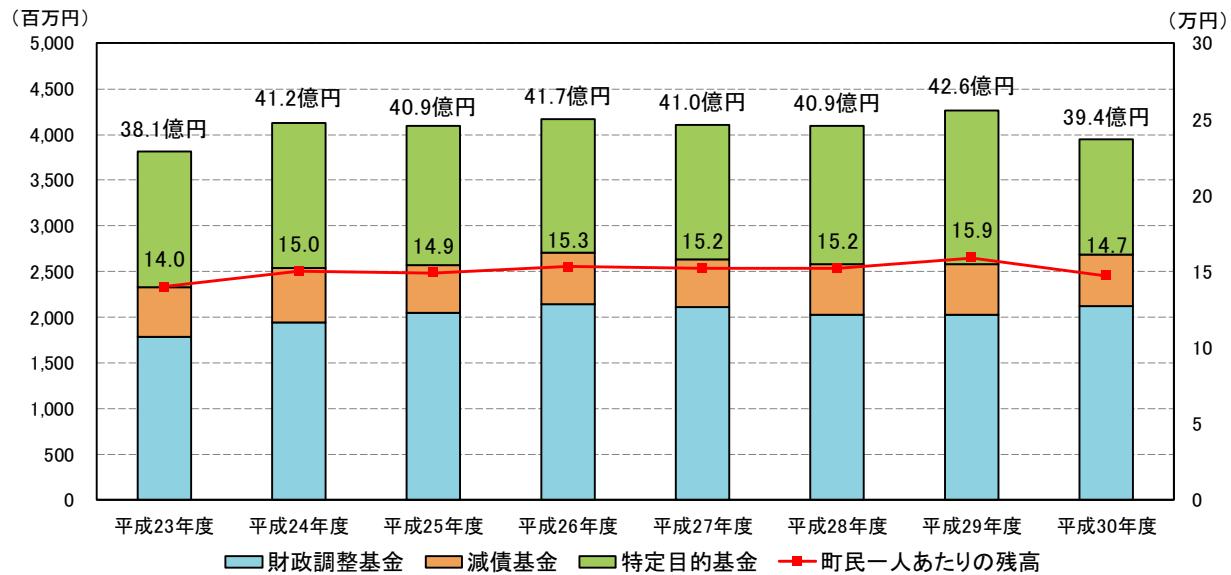
平成 30 年度の歳出総額は 87.1 億円で、その内訳は、扶助費<sup>3</sup>が 14.9 億円と最も多く、次いで人件費が 14 億円となっています。

<sup>2</sup> 投資的経費とは、その経費の支出の効果が単年度または短期的に終わらず、固定的な資本の形成に向けられるものです。

<sup>3</sup> 扶助費とは、社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者・生活困窮者などに対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費のことです。

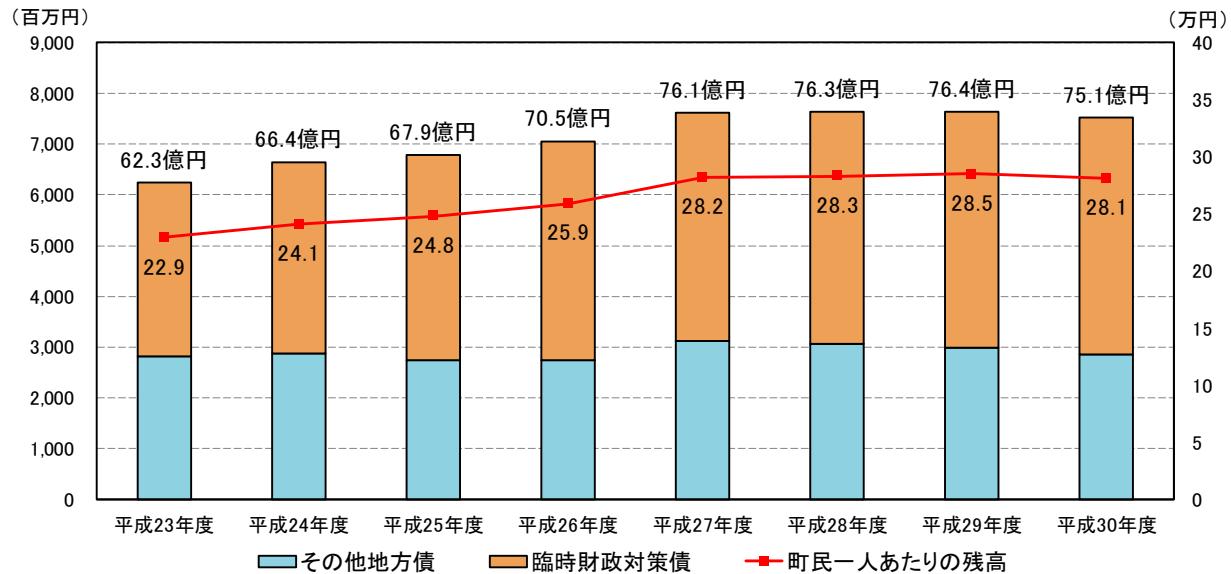
### (3) 基金・地方債残高の推移

図 1-9 基金残高の推移



基金残高の推移をみると、40億円前後で推移しています。平成30年度時点では39.4億円で、町民一人あたりの基金残高は14.7万円となっています。

図 1-10 町債残高の推移

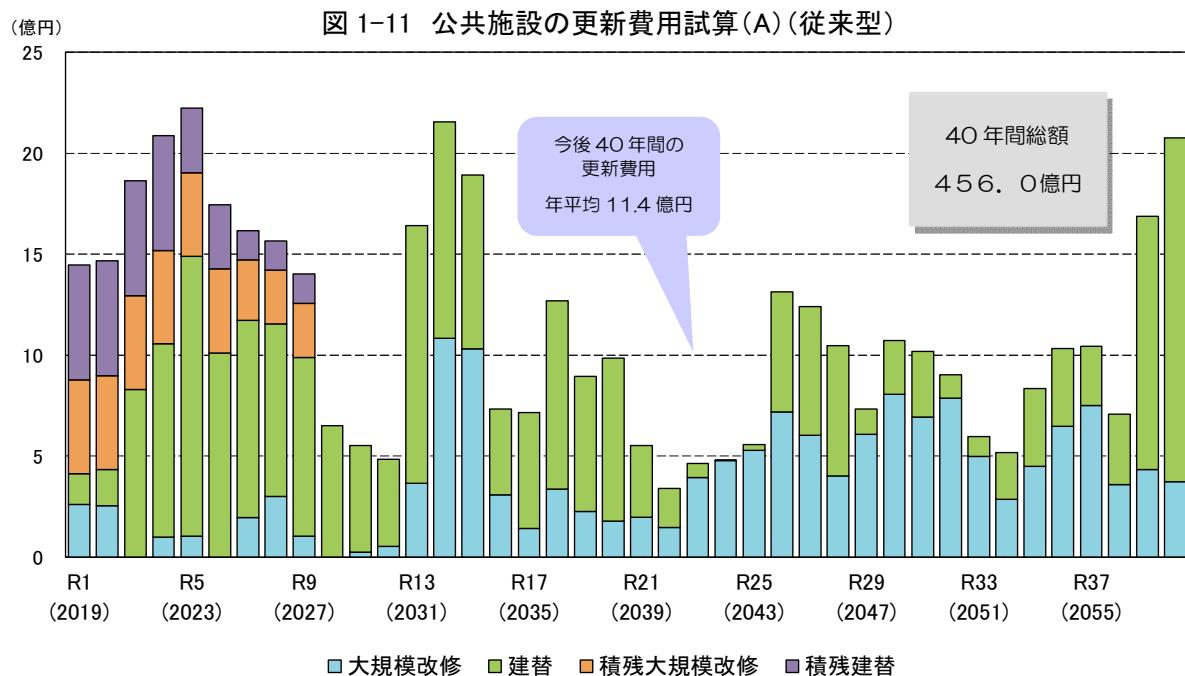


町債の推移をみると、増加傾向にあります。近年はほぼ横ばいとなっています。主な要因は臨時財政対策債<sup>4</sup>の推移によるものです。平成30年度の町債残高は75.1億円、町民一人あたりの町債残高は28.1万円となっています。

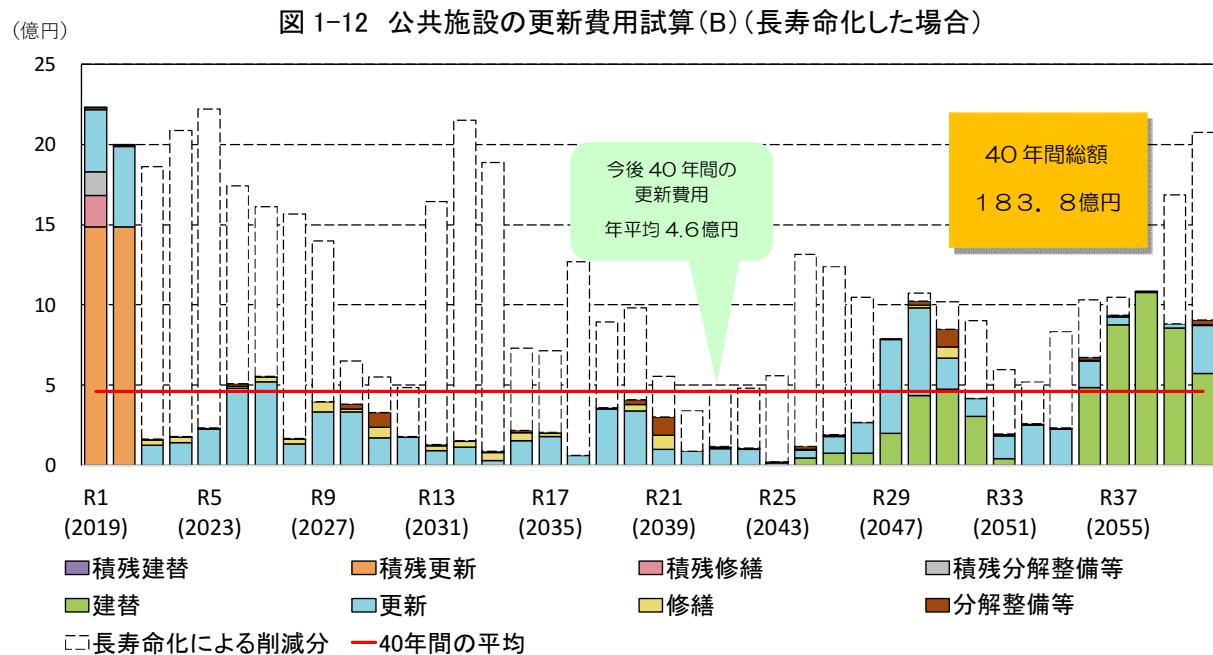
<sup>4</sup> 臨時財政対策債とは、元利償還金が後年度の地方交付税として全額が措置される地方債です。

## 6 更新費用の試算

### (1) 公共施設

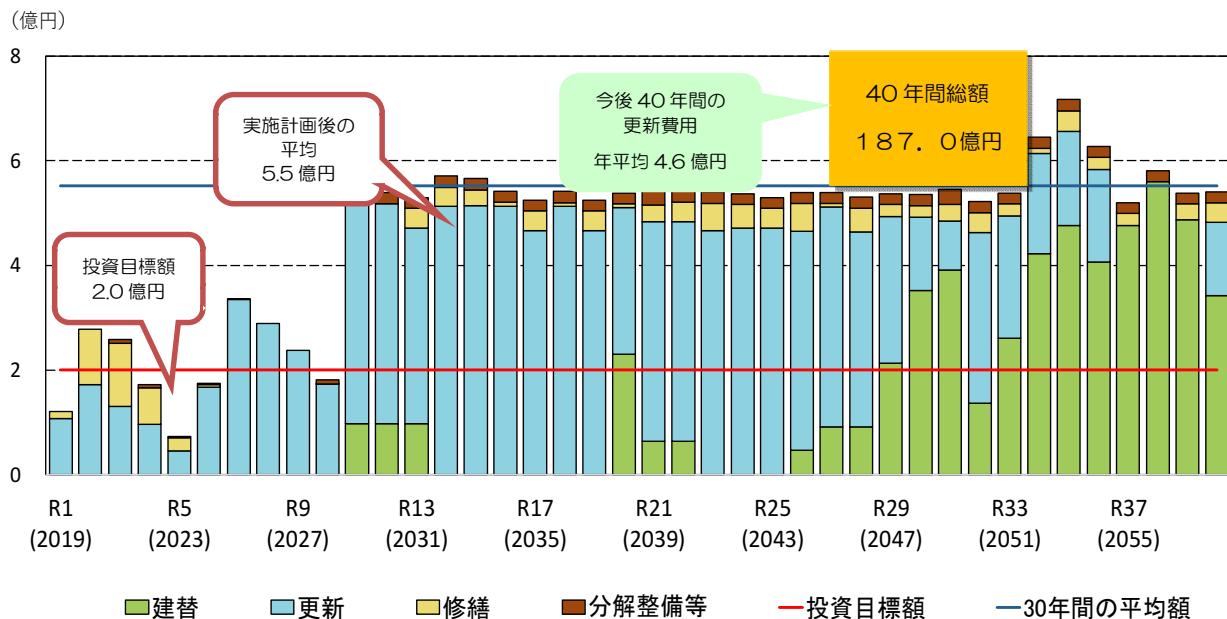


現在本町が保有する普通会計の施設を、耐用年数経過後に同じ規模（延床面積）で更新したと仮定した場合、今後 40 年間の更新費用の総額は 456.0 億円で、試算期間における平均費用は年間 11.4 億円となります。



長寿命化を行った場合の更新費用を試算すると、今後 40 年間の更新費用の総額は 183.8 億円で、平均費用は年間 4.6 億円となります。長寿命化により、40 年間で 272.2 億円の削減効果があります。

図 1-13 公共施設の更新費用試算(C)(平準化した場合)



『邑楽町建物系公共施設個別施設計画』の実施計画を反映し、平準化を行うと 40 年間の総額は更新費用の総額は 187.0 億円で、平均費用は年間 4.6 億円となります。

#### 【試算条件】

「邑楽町建物系公共施設個別施設計画」と同様の条件による試算。

ただし、対象施設として「公営住宅」が増えているため試算結果は異なります。

#### (A) 従来型

従来型は総務省が公開する「公共施設更新費用試算ソフト」による単価と法定耐用年数<sup>5</sup>を使用した試算。

#### (B) 長寿命化した場合

長寿命化可能建物は長寿命化し、(財)建築保全センター<sup>6</sup>が発行している「平成 31 年度 建築物のライフサイクルコスト」を参考に設定した単価を使用。長寿命化を行う建物については構造から判断し、50 年又は 80 年を使用目標年数とした試算。

#### (C) 平準化した場合

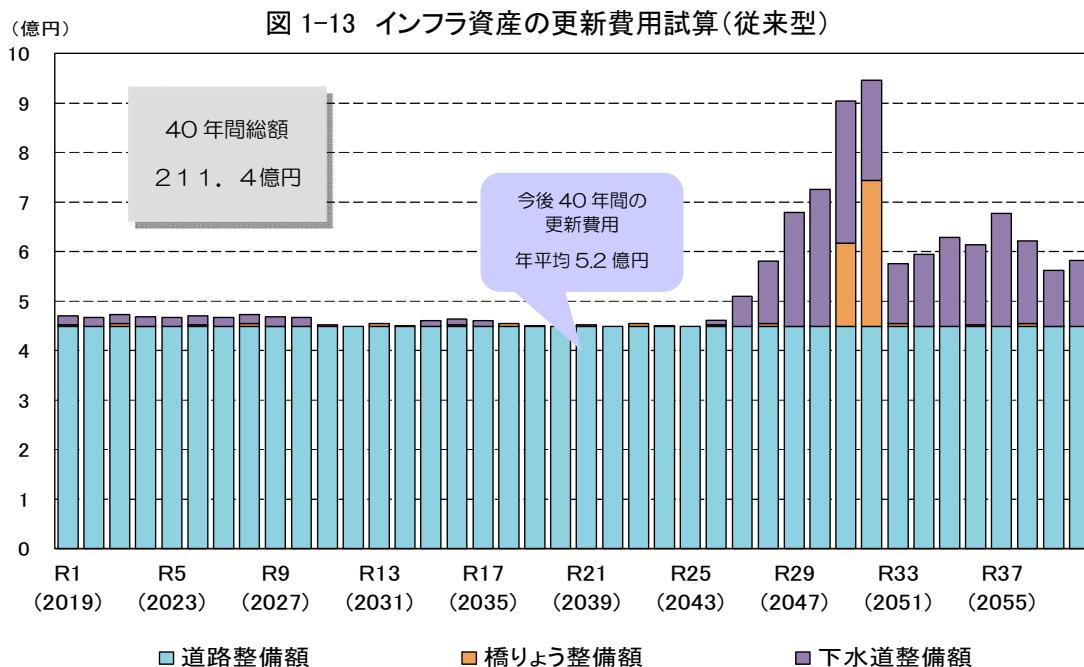
長寿命化した場合から個別施設計画での実施計画を踏まえ、コストを平準化した試算。

※詳細は「邑楽町建物系公共施設個別施設計画」参照

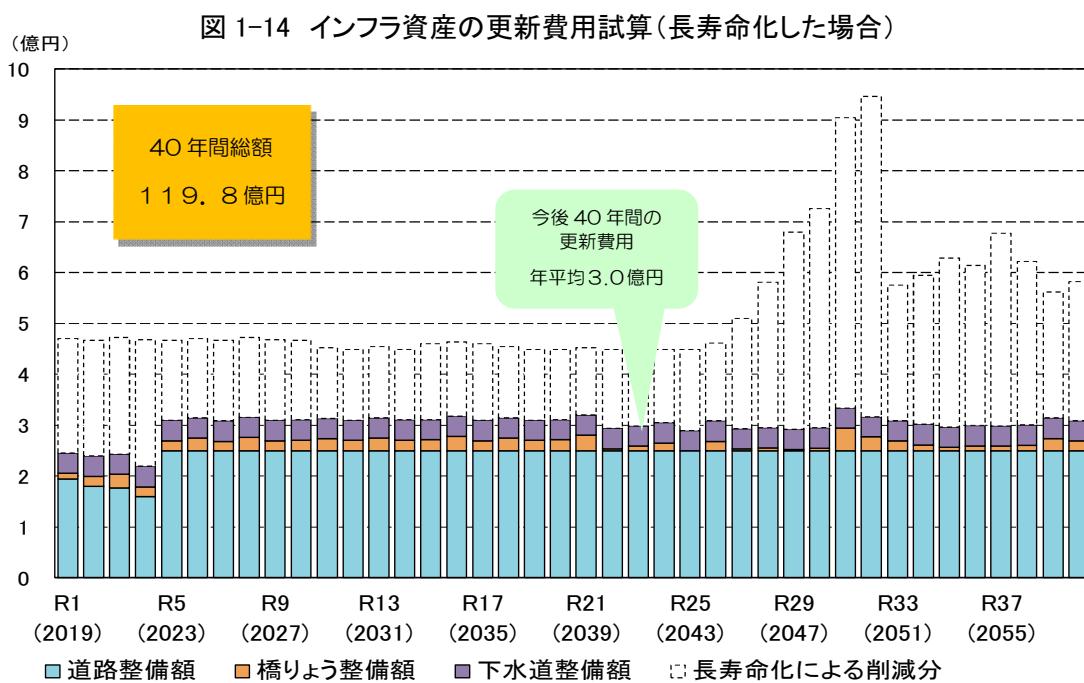
<sup>5</sup> 法定耐用年数とは減価償却費を算出するために、財務省令「減価償却資産の耐用年数に関する省令」で定められた年数です。

<sup>6</sup> 一般財団法人建築保全センターは、建築物の維持管理や保全に関する調査研究等を通して公共建築物の適正な保全を支援している法人です。

## (2) インフラ施設



インフラ施設を現状のまま全て維持していく場合、今後 40 年間の更新費用の総額は 211.4 億円で、平均費用は年間 5.2 億円となります。更新費用の内訳をみると、道路は 179.5 億円、橋りょうは 5.3 億円、下水道は 26.7 億円となっています。



長寿命化を行った場合、今後 40 年間の更新費用の総額は 119.8 億円で、平均費用は年間 3.0 億円となります。更新費用の内訳をみると、道路は 97.1 億円、橋りょうは 6.7 億円、下水道は 16.0 億円となっています。

**【試算条件】**

■道路

従来型は総務省が公開する「公共施設更新費用試算ソフト」による試算。

長寿命化型は「邑楽町舗装維持修繕計画」を参考に設定した条件で試算。

■橋りょう

従来型、長寿命化型とも「邑楽町橋梁長寿命化修繕計画」による試算。

■下水道

従来型は総務省が公開する「公共施設更新費用試算ソフト」による試算。

長寿命化型は「下水道事業収支相償：経営状況調べ・投資財政計画」を参考に設定した条件で試算。

## 7 歳入・歳出全体ベースでの財政推計

### (1) 財政シミュレーション

公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の必要見込額や、これらの経費に充当可能な財源の見込額などを算出するにあたり、第1章5(1)～(2)において過去の財政状況を分析するとともに、6(1)～(2)において公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の必要見込額を試算しました。

また、これらの経費に充当可能な財源の見込額を算出するために、以下のような主な前提条件を設定し、普通会計について歳入・歳出全体ベースでの財政シミュレーションを行いました。

#### 【歳入の主な前提条件】

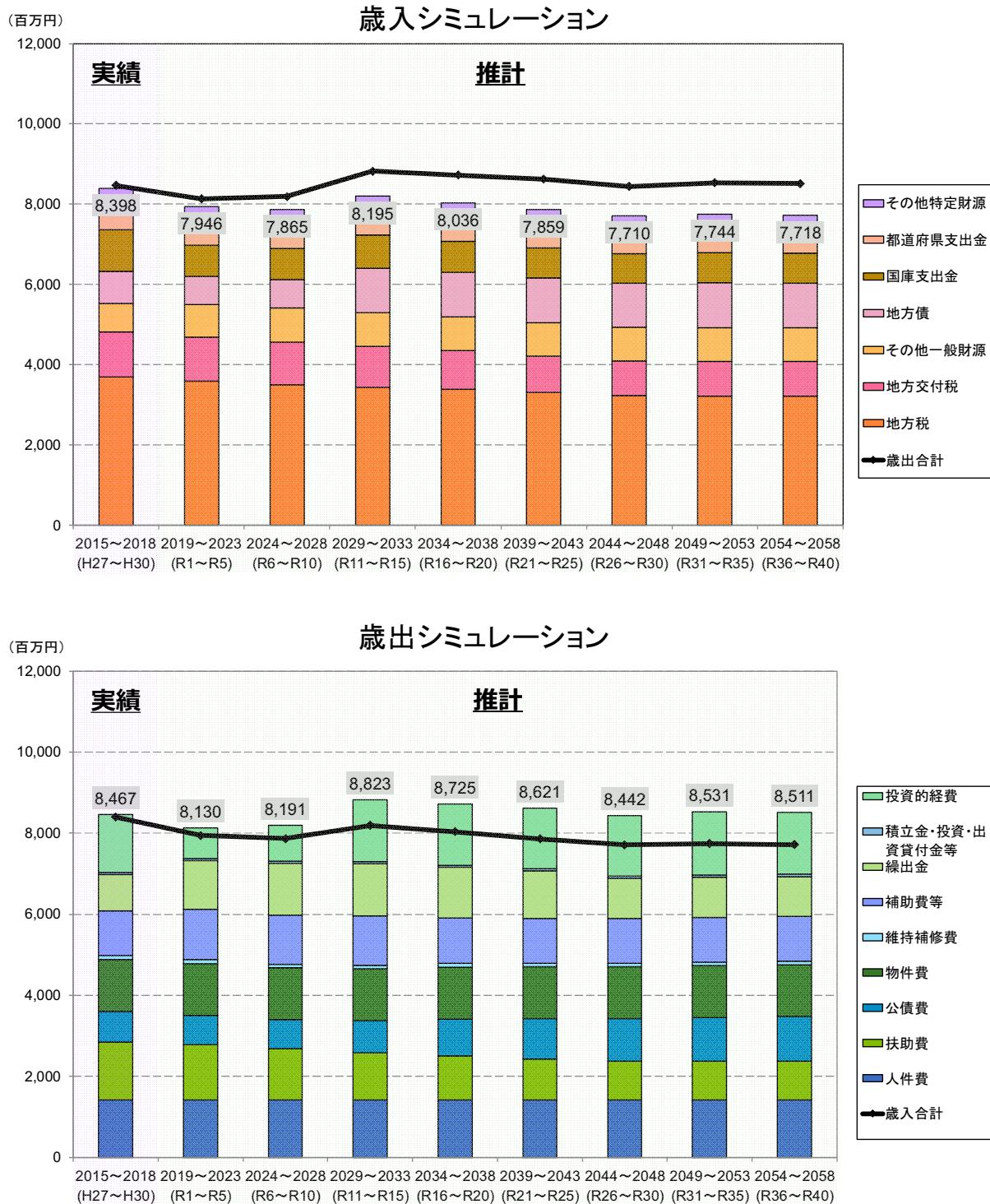
- ・平成27年度から平成30年度の決算額を基礎とする
- ・個人町民税は生産年齢人口の減少に伴い減少させる
- ・地方消費税交付金は消費税改正の影響を見込む
- ・国庫支出金・県支出金は歳出のシミュレーションにおける投資と連動させる

#### 【歳出の主な前提条件】

- ・平成27年度から平成30年度の決算額を基礎とする
- ・扶助費は対応する年代別にそれぞれの年代の人口増減に対応して増減を見込む
- ・補助費等には将来見込まれる一部事務組合への負担金増加を含める
- ・公債費は歳入のシミュレーションで増加した町債についても反映させる
- ・公共施設等投資の前提是、公共施設等を長寿命化し維持・更新すると仮定してシミュレーションを行う

その結果、歳入は地方交付税減少の影響等により、今後も減少が見込まれます。歳出も歳入と同様に、右肩下がりに減少しすることが見込まれますが、歳出額が歳入額を上回り、財政的に厳しい状況となることが予想されます。

図 1-15 財政シミュレーション



※この推計は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めるために実施するものであり、本町の財政運営をこの推計どおりに行っていくことを示すものではありません。

※歳入歳出のシミュレーションにあたっては、5年毎の平均値を示すこととしています。

## 第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

### 1 現状や課題に関する基本認識

#### (1) まちの課題

**まちの課題** 「第1章 まちの概要」の分析より、次の3つを課題として捉えます。

#### ■ヒト 人口減少と町民ニーズの変化

将来、人口が減少することが見込まれています

町民ニーズの多様化に合わせた公共サービスの提供が必要です

社人研の推計では、本町の人口は平成12年をピークに減少し続けており、平成57年には現在の8割にまで減少する見込みです。また、多くの施設を建設した昭和40~50年代と現在を比較するとかなり少子高齢化が進んでおり、老年人口の割合は約10%から約30%へ、年少人口は約25%から約12%へと人口構成が劇的に変化しています。人口構成の変化に伴って、施設を利用する町民の年齢層や人数も変わっており、そのニーズも多様化しています。この変化を見極めながら各施設における公共サービスのあり方について検討することで、将来、まちにとって真に必要とされている施設の配置形態を模索していく必要があります。

#### ■モノ 施設の大半が老朽化している

施設利用者の安全・安心の確保が必要です

損傷や劣化部分について予防的な措置が大切です

「2-3 まちの公共施設等の状況」で示したとおり、まちの公共施設等は大半が老朽化しており、近年、経年劣化による雨漏りや壁・床・路面等の破損などの修繕件数が増加しています。しかし、まちの施設は、施設利用者が安全に安心して利用できる状態でなければなりません。そのためには、「発生してから対応することよりも「発生する前に予防すること」が大切です。

#### ■カネ 施設の更新費用が集中する

近い将来、施設の更新費用の集中が見込まれています

更新費用の縮減・負担の平準化が必要です

まちの公共施設等について、単純にスクラップ＆ビルトを行うとその更新費用は建設から30年が経過する平成30～50年頃（2018～2038年）に集中してしまいます。一方、人口減少による歳入の減少や、高齢化による扶助費の支出増加などが見込まれ、今後もまちの財政運営は厳しさを増すことが予想されています。長期的な視点に立ち、施設更新費用についてトータルコストを縮減

## 2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

### (1) 基本方針

左記の課題への対策として、以下の3つをまちの基本的な方針とします。

#### ■ヒト 町民の声に耳を傾ける 町民ニーズの的確な把握

変化し続ける人口や年齢層の状態を見極め、現在住んでいる町民の声に耳を傾けることで、「まちとして将来どのような公共サービスが真に必要なか」また、「そのサービスを提供するためにはどのような施設配置が適切なのか」を的確に把握し、まち全体の施設配置計画に反映していくことを検討します。

#### ■モノ 既存施設を大切に長く使う 予防的維持管理で長寿命化

今ある施設について、町民が安心して利用できるように、日常点検や法定点検などの定期的な点検・診断を行い、早期改善点発見に努めます。維持補修管理を予防的に行うことで、施設の長寿命化を図っていきます。

#### ■カネ 施設の更新費用を減らす 総量抑制や更新時期平準化

総合的なライフサイクルコスト縮減を目指します。施設の更新時には単純なスクラップ＆ビルドは行わず、将来のまちにとって本当に必要な施設を残すこととし、総量の縮減や複合化・統廃合なども検討します。また、更新を除く複合化などを伴わない単純な新規の施設整備は、原則として行わないこととします。以上を的確に行い、一定の時期に過度に財政負担が集中しないように平準化を図ります。

## (2) 実施方針

### ① 点検・診断等の実施方針

公共施設は、利用状況により経年劣化が進み本来の機能を低下させていきます。継続的に使用する施設は、定期的に点検・診断を行います。点検記録はデータ化して蓄積し、全庁で情報を共有できるよう検討します。問題点や改善点が出てきた場合には、速やかに保守・整備をすることで予防的な維持管理に努めています。

### ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

維持管理は、従来の対症療法的なものから、予防保全的な方法に切り替えて行うこととします。財政状況も勘案したうえで、大きな災害が起こった場合を想定し、まちが避難所に指定している施設を優先的に対応していきます。計画的な修繕・更新等を実施することでコストの平準化を目指していきます。

### ③ 安全確保の実施方針

公共施設利用者の安全確保は、最優先に考えなければなりません。点検や診断によって、危険と認められた箇所については迅速な処置が必要です。危険度が高いものは供用を停止し、安全性の回復が見込めない場合については、廃止または統廃合なども視野に入れ、検討していきます。

### ④ 耐震化の実施方針

昭和 56 年（1981 年）に建築基準法が改正され、構造基準の見直しが行われました。まちでは、昭和 56 年以前に建築された施設のうち、学校施設や社会教育施設を優先的に診断し、耐震改修を行ってきました。まだ、診断が行われていない建物は、順次診断を推進していきます。診断結果で基準の耐震性が確保されていなかった場合は、必要性を勘案したうえで耐震改修・補強工事等、または統廃合・廃止などを検討していきます。

### ⑤ 長寿命化の実施方針

将来にわたり、長く使用する施設は、「②維持管理・修繕・更新等の実施方針」にも示したとおり、予防保全的に補修等を行いつつ、必要に応じて大規模改修を行い、耐用年数を超えて利用できるように整備していきます。

耐震診断書等既存データから躯体の健全性を判定し、長寿命化可能なものは鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨造は 80 年、木造など前述以外の構造は 50 年を目標使用年数として必要となる建物及び設備の改修を実施していきます。

### ⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針

障がい者や高齢者などが社会生活上支障となる障壁を取り除くために取り組んできたバリアフリー化に加え、多様な人々が利用しやすいことを目指し、ユニバーサルデザイン化を推進します。

施設改修時にはユニバーサルデザインを導入しますが、既存施設でも多くの人が利用する施設では導入を検討していきます。

## ⑦ 統合や廃止の推進方針

利用頻度の低い施設や耐用年数を経過した施設は、議会や地元住民との調整を密に行い、その状況を総合的に把握したうえで、早い段階で統合・廃止・転用など合理的に利活用できるよう検討していきます。

## ⑧ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

計画策定から改修等の実施まで一連で管理する体制を作るため、公共施設マネジメント専門の部署を立ち上げ、施設管理部門から予算編成部門までが横断的に管理できる全庁的な公共施設マネジメントの推進を目指します。

## ⑨ PPP/PFI の実施方針

民間資金・ノウハウを活用することで、公共サービスの質の向上や財政負担の軽減が図られるように、施設更新の際などには PPP/PFI の手法も検討していきます。

### ■ ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別等に関わらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。

「バリアフリー」は、建築分野において段差等の物理的障壁の除去をさすことが多いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁の除去という意味でも用いられる。

### ■ PPP パブリック・プライベート・パートナーシップ

公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームを PPP（公民連携）と呼ぶ。PFI は、PPP の代表的な手法の一つ。指定管理者制度、公設民営方式などもこれにあたる。

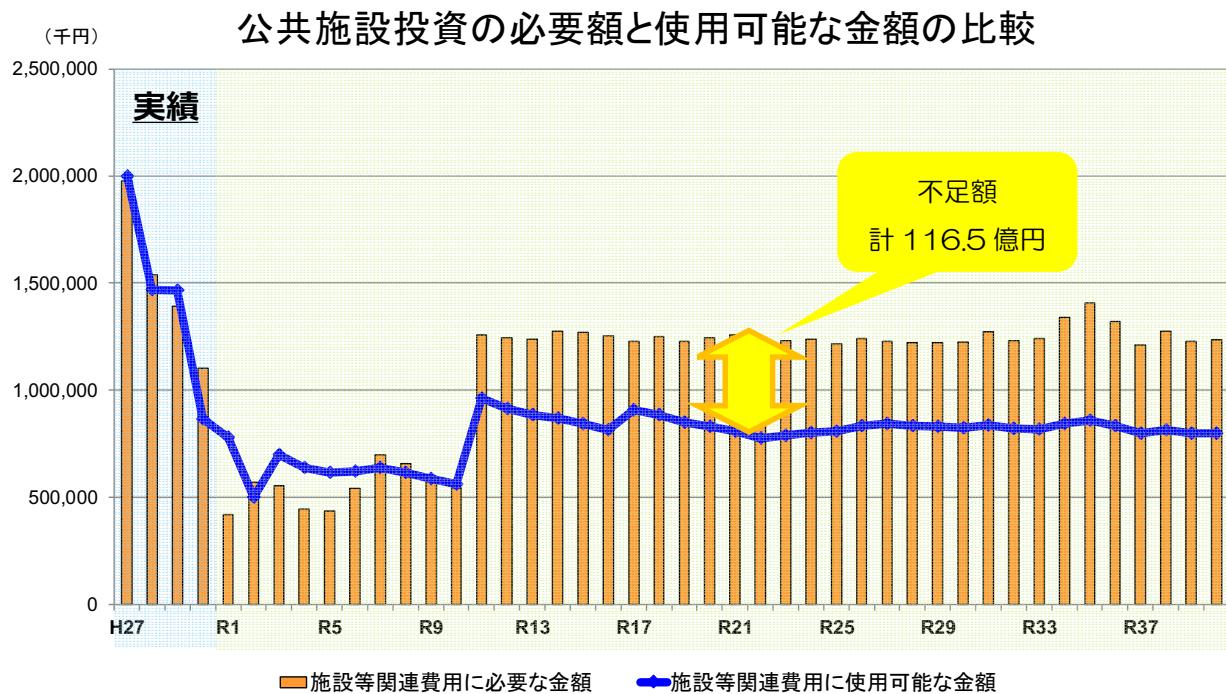
### ■ PFI プライベート・ファイナンス・イニシアティブ

PFI とは、公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

### 3 計画期間における町全体の縮減目標

本町の縮減目標の設定に当たり、第1章「7歳入・歳出全体ベースでの財政推計」の結果から、すべての公共施設等（普通財産を除く）を維持・更新する場合、今後40年間で、116.5億円の更新財源不足が見込まれます。

図2-1 公共施設投資の必要額と使用可能な金額



仮にこの不足額すべてを公共施設の面積縮減で解消とした場合、17.7%の公共施設の公共施設の延べ床面積を削減しなければなりません。

のことから、今後は施設の集約・複合化や民間の代替施設の活用、PPP／PFI等による施設整備・維持管理等が可能かどうか調査を推進し、工事費用・維持管理費用の抑制を図る方策を検討していきます。

## 第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

### 【公共施設】

#### 1 町民文化系施設

##### (1) 施設一覧

小分類	地域	No	施設名称	延床面積(m <sup>2</sup> )	老朽化度(%)	主要建物建築年度	主要建物構造
集会施設	中野地区	1	邑楽町中央公民館	3,127	0.00	平成 30年度	鉄筋コンクリート
	中野東地区	2	町立集会所	534	93.62	昭和 49年度	鉄筋コンクリート
	長柄地区	3	長柄公民館	707	86.84	昭和 60年度	鉄筋コンクリート
			小計	4,368			
			合計	4,368			

##### (2) 基本方針

邑楽町中央公民館が平成 30 年度に設置され、旧邑楽町公民館は公民館としての利用を終えています。今後は倉庫として利用していきます。

町民文化施設は、災害時の拠点となる施設であるため、各施設の長寿命化を目指し、計画的な更新・修繕を行っていきます。町立集会所は旧耐震基準で建築されており、耐震基準は満たしていますが、令和元年度より屋根などの改修工事を実施する予定です。

他施設との機能統合も含め、施設の適正な管理を目指していきます。

#### 2 社会教育系施設

##### (1) 施設一覧

小分類	地域	No	施設名称	延床面積(m <sup>2</sup> )	老朽化度(%)	主要建物建築年度	主要建物構造
図書館	中野地区	1	邑楽町立図書館	2,025	48.00	平成 06年度	鉄筋コンクリート
			小計	2,025			
			合計	2,025			

##### (2) 基本方針

邑楽町立図書館は県内の公立図書館のうち貸出率が最も高く、町内外を問わず多くの方に利用されていますが、建築後 25 年以上が経過し、各設備等の更新時期を迎えています。令和元年度より空調設備の更新工事を行うなど、計画的に更新・修繕を行っていきます。

### 3 スポーツ施設

#### (1) 施設一覧

小分類	地域	No	施設名称	延床面積(m <sup>2</sup> )	老朽化度(%)	主要建物建築年度	主要建物構造
スポーツ施設	長柄地区	1	町民体育館	2,165	87.23	昭和 52年度	鉄筋コンクリート
	長柄地区	2	武道館	730	82.98	昭和 54年度	鉄筋コンクリート
			小計	2,894			
			合計	2,894			

#### (2) 基本方針

町民体育館、武道館とも既に耐震改修工事を終えており、長寿命化を目指して計画的な修繕・更新を行っていきます。町民体育館は将来的な建替えも視野に入れながら、各部位や設備機器の更新・修繕を行っていきます。武道館は平成 24 年度に改修を行っていますが、それ以外の部位や設備についても計画的な更新・修繕を行っていきます。上記以外の施設についても定期的な点検・保守を継続しつつ、維持管理を行っていきます。

### 3 観光施設

#### (1) 施設一覧

小分類	地域	No	施設名称	延床面積(m <sup>2</sup> )	老朽化度(%)	主要建物建築年度	主要建物構造
観光施設	中野地区	1	シンボルタワー	401	68.42	平成 04年度	鉄骨造
			小計	401			
			合計	401			

#### (2) 基本方針

シンボルタワーは建築後 25 年以上が経過し、建物全体の経年劣化が進んでいます。劣化に対する更新・修繕を進めるとともに効率的な施設運営を目指して、コストの縮減や来館者の増加のための取り組みを行っていきます。

## 4 産業系施設

### (1) 施設一覧

小分類	地域	No	施設名称	延床面積 (m <sup>2</sup> )	老朽化度 (%)	主要建物 建築年度	主要 建物構造
産業系施設	中野地区	1	共同福祉施設	564	72.34	昭和 59年度	鉄筋コンクリート
	中野地区	2	農畜産物処理加工施設 (あいあいセンター)	198	92.00	平成 07年度	軽量鉄骨造
	高島地区	3	勤労青少年ホーム	799	61.70	平成 01年度	鉄筋コンクリート
	高島地区	4	勤労者体育センター	994	79.41	平成 03年度	鉄骨造
				2,554			
				2,554			

### (2) 基本方針

産業系施設は、すべての建物が建築後 20 年以上経過しており、建物全体の経年劣化が進行しています。

他施設と機能が重複する施設もあるため、用途変更や施設統合など幅広い視点で検討を進めていきます。

長寿命化を行う施設については計画的に更新・修繕を行っていきます。

## 5 学校教育系施設

### (1) 施設一覧

小分類	地域	No	施設名称	延床面積(m <sup>2</sup> )	老朽化度(%)	主要建物建築年度	主要建物構造
小学校	中野地区	1	中野小学校	6,737	79.24	昭和 49年度	鉄筋コンクリート
	中野東地区	2	中野東小学校	5,537	71.01	昭和 62年度	鉄筋コンクリート
	高島地区	3	高島小学校	4,854	83.72	昭和 51年度	鉄筋コンクリート
	長柄地区	4	長柄小学校	5,971	78.01	昭和 50年度	鉄筋コンクリート
				小計	23,098		
中学校	中野地区	1	邑楽中学校	8,174	102.34	昭和 42年度	鉄筋コンクリート
	長柄地区	2	邑楽南中学校	6,136	79.03	昭和 59年度	鉄筋コンクリート
				小計	14,310		
給食センター	中野東地区	1	学校給食センター	1,998	22.58	平成 23年度	鉄骨造
				小計	1,998		
				合計	39,407		

### (2) 基本方針

学校施設については、すべての学校において耐震性が確保されていますが、老朽化が進んでいる建物もあるため、今後 10 年間で各部位や設備機器の更新・修繕を進めています。

また、児童生徒数の推移や学習内容の変化、地域で求められている役割等、今後の社会情勢の変化を考慮して、学校規模の適正化についての検討を行っていきます。

## 6 子育て支援施設

### (1) 施設一覧

小分類	地域	No	施設名称	延床面積 (m <sup>2</sup> )	老朽化度 (%)	主要建物建築年度	主要建物構造
幼稚園	中野地区	1	中野幼稚園	1,412	82.98	昭和 54年度	鉄筋コンクリート
	長柄地区	2	長柄幼稚園	1,214	18.18	平成 26年度	木造
				2,626			
保育園	中野東地区	1	中央保育園	1,089	61.76	平成 09年度	鉄骨造
	長柄地区	2	南保育園	893	59.09	平成 17年度	木造
				1,982			
こども園	高島地区	1	おうらこども園	1,886	16.23	平成 26年度	木造
				1,886			
児童館	中野地区	1	中央児童館	422	14.71	平成 25年度	鉄骨造
	中野東地区	2	東児童館	268	86.36	平成 11年度	木造
	高島地区	3	北児童館	260	38.24	平成 17年度	鉄骨造
	長柄地区	4	南児童館	390	38.24	平成 17年度	鉄骨造
				小計 1,340			
				合計 7,834			

### (2) 基本方針

幼稚園・保育園・こども園（幼児教育・保育施設）については、今後の児童数の動向や社会情勢を踏まえ、施設の運営形態を含めて管理方法の検討を行いながら長寿命化を目指し、計画的な保全を行っていきます。中野幼稚園は建築から40年が経過しており、これまでに改修を行っていますが、今後も施設・設備の劣化に伴う維持管理費の増加が予想されるため、予防保全の観点から教育・保育施設全般において修繕計画の策定を検討し、計画的な維持管理に努めます。

児童館（児童福祉施設）については、放課後児童や留守宅児童の保護育成の場として多くの児童の利用が想定されるため、今後も施設の計画的な維持管理を行うほか予防保全的な修繕・改修を行い長寿命化を図ります。

## 7 保健・福祉施設

### (1) 施設一覧

小分類	地域	No	施設名称	延床面積 (m <sup>2</sup> )	老朽化度 (%)	主要建物 建築年度	主要 建物構造
高齢福祉施設	高島地区	1	福祉センター	1,498	78.86	昭和 55年度	鉄筋コンクリート
	高島地区	2	デイサービスセンター	350	76.32	平成 01年度	鉄筋コンクリート
			小計	1,848			
障害福祉施設	高島地区	1	地域活動支援センター	311	100.00	平成 06年度	木造
			小計	311			
保健施設	中野地区	1	保健センター	1,593	24.00	平成 18年度	鉄筋コンクリート
			小計	1,593			
			合計	3,752			

### (2) 基本方針

保健・福祉活動の中心的な活動の場として長寿命化を目指し計画的に更新・修繕を行っていきます。福祉センターは35年が経過し、経年劣化が進んでいるため、効率的な更新・修繕の計画を立てていきます。

デイサービスセンターは、(福)邑楽町社会福祉協議会へ施設を貸与し、事業を実施しているため、施設の保全についても両者で協議を行い実施していきます。

## 8 行政系施設

### (1) 施設一覧

小分類	地域	No	施設名称	延床面積 (m <sup>2</sup> )	老朽化度 (%)	主要建物 建築年度	主要 建物構造
庁舎	中野地区	1	邑楽町役場	6,001	22.77	平成 19年度	鉄筋コンクリート
			小計	6,001			
			合計	6,001			

### (2) 基本方針

役場庁舎は建築から10年以上が経過し、今後修繕による維持管理費用が増加していくことが予想されます。公共施設の中核施設としてはもちろん、防災拠点としての役割を継続できるよう、予防保全の観点から施設の保全を行っていきます。

## 9 公営住宅

### (1) 施設一覧

小分類	地域	No	施設名称	延床面積 (m <sup>2</sup> )	老朽化度 (%)	主要建物 建築年度	主要 建物構造
公営住宅	中野地区	1	埴堀町営住宅	2,000	189.49	昭和 49年度	木造
	高島地区	2	石打町営住宅	2,415	11.79	平成 24年度	鉄筋コンクリート
	長柄地区	3	大黒第二町営住宅	1,173	206.73	昭和 47年度	木造
				小計	5,588		
				合計	5,588		

### (2) 基本方針

「邑楽町町営住宅長寿命化計画」に基づき、安全で快適な住まいを長きにわたって確保するため、修繕、改善、建替などの町営住宅の活用手法を定めて、長期的な維持管理を行います。また、予防的観点から修繕や改善の計画を定めて、更新コストの削減と平準化を図っていきます。

## 10 公園

### (1) 施設一覧

小分類	地域	No	施設名称	延床面積 (m <sup>2</sup> )	老朽化度 (%)	主要建物 建築年度	主要 建物構造
公園	中野地区	1	おうら中央公園(管理棟)	158	70.83	平成 12年度	木造
	中野地区	2	おうら中央多目的広場(管理棟)	315	11.52	平成 26年度	木造
	中野東地区	3	中野沼公園(管理棟)	102	54.17	平成 16年度	木造
				小計	575		
				合計	575		

### (2) 基本方針

公園や広場は、日常の憩いの場を提供するとともに、災害時の避難場所にも指定されています。

今後は「公園施設の長寿命化計画」の策定も視野に入れつつ、予防保全的な維持管理を行い、施設の機能保全とライフサイクルコストの縮減を目指します。

## 1.1 その他施設

### (1) 施設一覧

小分類	地域	No	施設名称	延床面積(m <sup>2</sup> )	老朽化度(%)	主要建物建築年度	主要建物構造
その他施設	高島地区	1	(仮)多目的センター	160	254.17	昭和32年度	軽量鉄骨造
			小計	160			
			合計	160			

### (2) 基本方針

多目的センターについては、すでに耐用年数を超えています。

利用不能と判断された段階で解体撤去、または他施設との機能の複合化などを検討し、原則的には単純な更新・建替はしないこととします。

## 【インフラ】

### 1 2 道路

#### (1) 数量

種別	路線数(本)	実延長(m)	面積(m <sup>2</sup> )
一級幹線	11	28,323	264,241
二級幹線	26	33,218	256,801
その他町道	1,463	401,001	1,865,924
合計	1,500	462,542	2,386,966

#### (2) 基本方針

道路は、「邑楽町舗装維持修繕計画（長寿命化計画）」に基づいて、長期的な視点での舗装の維持管理を行い、舗装の維持・修繕に係る費用を全体で縮減し、予算及び工事発注量を平準化して、より計画的で経済的な維持管理の実現を目指すこととします。

また、道路利用者の安全を確保し、沿道住民の生活の質を保障するため、大型車の交通量など道路の利用状況に応じたランク分けと、路線の重要度に応じた管理水準の設定を行い、より効率的に経済的な工法を選定することとします。

### 1 3 橋りょう

#### (1) 数量

種別	本数(本)	実延長(m)	面積(m <sup>2</sup> )
コンクリート橋	PC橋	40	645
	RC橋	46	292
鋼橋	6	121	827
合計	92	1,058	7,320

#### (2) 基本方針

橋りょうは、「邑楽町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、事後対症療法的な対応から予防保全的なものへと転換を図り、橋りょうの長寿命化を行っていきます。

橋りょう管理の目標を達成するための基本方針を次のとおり定めます。

- ・橋りょうの健全性は「群馬式橋梁点検」により把握します。
- ・「群馬式橋梁点検」は、1年に一度実施する職員点検と5年に一度専門家により実施する定期点検を行うものとします。
- ・橋りょう点検結果は、橋りょう情報管理データベースにて蓄積を行い、長寿命化修繕計画の見直しを行うために活用します。

## 14 下水道

### (1) 数量

#### 公共下水道

計画区域 242 ha

処理区域 162 ha

種別	延長(m)
コンクリート管	10,463
塩ビ管	28,027
合計	38,489

#### 地域し尿処理施設（コミュニティプラントなど）

処理区域 80 ha

種別	延長(m)
コンクリート管	8,118
塩ビ管	6,386
鋳鉄管	104
合計	14,607

No	施設名称	延床面積 (m <sup>2</sup> )	主要建物 建築年度
1	新中野下水処理場	93	昭和 48年度
2	明野浄化センター	842	昭和 61年度
	合計	934	

### (2) 基本方針

公共下水道は、「邑楽町下水道事業経営戦略」等に基づき、計画的な整備・調査を行い、適正な補修を実施し、施設機能の状態を健全に保ちます。

## 第4章 フォローアップの実施方針

### 1 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設に関する情報は、効率的・効果的に管理運営を行っていくために、公会計管理台帳などとあわせて財産管理を所管する部署で一元的に管理する体制とします。公共施設の利用状況などは、各施設所管課により情報の蓄積・共有化を行い、公共施設の現状をいつでも誰でも把握できる状態を構築します。

### 2 フォローアップの進め方について

- ① 本計画で示した「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」や「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」に関する進捗状況について、定期的に評価を実施していきます。
- ② 進捗状況に関する評価の結果、大幅な状況の変化があった場合には、本計画を改定します。
- ③ 5年ごとに計画の改定を行っていくことにより、計画の進捗状況や社会環境の変化などに対応した見直しを行っていきます。
- ④ 基本計画として位置づけられる本計画に沿って、公共施設等の最適な配置の実現を目指します。

### 3 町民との情報共有について

- ① 本計画に基づき、公共施設の最適な配置を実現するために施設の集約化や用途変更等を行う必要がある場合は、十分な町民説明を行っていきます。
- ② 本計画に基づく施設の整備にあたっては、できるだけ地域や町民のニーズを汲み取りながら進めています。
- ③ 情報共有の方法は、多くの人が常に最新の情報を得られるように、町ホームページ上の公表とします。



# 邑楽町公共施設等総合管理計画

発行 平成 29 年 3 月

改訂 令和元年 月

編集 邑楽町役場 総務課

〒370-0692 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野 2570-

1

TEL 0276-88-5511 (代表)

H P <http://www.town.ora.gunma.jp/>